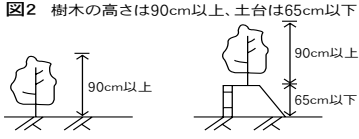
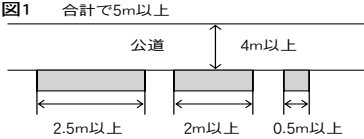


自然緑地保全区域等指定制度

| 制 度         | 自然緑地保全区域                                         | 自然緑地保存樹木                                                |
|-------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 対 象         | 区域内の樹木が健全で、<br>区域の面積が500㎡以上あること                  | 幹周り(地上から1.5mの高さ)が1.5<br>m以上、高さ3m以上あり、健全で<br>美観にすぐれている樹木 |
| 指定期間        | 5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)                       |                                                         |
| 奨励金額(年額)    | 固定資産税および都市計画税<br>に相当する額に、100㎡あたり<br>1,500円を加算した額 | 樹木1本につき4,000円、<br>並木の場合は1本につき1,000円                     |
| 平成19年8月末の状況 | 約17.9万㎡を指定済                                      | 樹木168本、並木16本を指定済                                        |

生垣設置等奨励制度

| 制 度         | 生垣設置                                                                                                                                                                                                                   | 保存生垣                                                                     |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる<br>生垣 | ①住宅用地で公道等(幅員4m以上<br>で公衆の用に供される私道を含む)<br>に接する生垣の長さが5m以上である<br>こと＝図1参照<br>②樹高90cm以上で、植栽本数は<br>1mにつき3本以上を原則とする<br>③樹木の種類は、市長が奨励す<br>るもので、健全であること。ただし、<br>イブキ類、ハイビヤクシン類を除く<br>④生垣の土台の高さは、宅地面か<br>ら65cm以下であること＝図2参照<br>⑤その他 | ①左の要件を満たすもので、生垣を<br>設置後、5年以上経過していること<br>②指定期間は5年。必要に応じて1回<br>更新することができます |
| 奨励金額        | 1mにつき5,000円(端数は切り捨て)。<br>当該年度中、同一敷地内における最<br>高限度額は150,000円                                                                                                                                                             | 1mにつき400円(端数は切り捨て)。<br>年度途中に指定を受けた場合で指定<br>期間が6カ月未満の場合は、2分<br>の1の金額となります |
| 手続き<br>方法等  | 生垣を設置する前に公園緑地課へ<br>申請してください                                                                                                                                                                                            | 公園緑地課へ申請してください                                                           |
| 平成19年8月末の状況 | 40m設置済                                                                                                                                                                                                                 | 3,272m指定済                                                                |



市からの  
お知らせ

☎ 問い合わせ ☎ メールアドレス  
☎ 申し込み ☎ ホームページ  
月 月曜日

案  
内

●市立屋内プール  
65歳以上の市民は半額に

高齢者が市立屋内プール  
を利用する場合、半額の 200  
円で利用できます。

▽対象 市内在住65歳以  
上の方 ▽対象施設 海老  
名運動公園屋内プール・北  
部公園屋内プール ▽利用  
方法 登録制ではないた  
め、利用ごとに対象施設の  
窓口で申請書に署名し、身  
分証明書と一緒に提出を  
▽身分証明書の種類 ①住  
民基本台帳カードのうち住

所と生年月日の表記がある  
もの ②運転免許証 ③健  
康保険被保険者証 ④その  
他公的機関が発行する身分  
証明書で、住所と生年月日  
の表記があるもの ※必ず  
原本をご持参ください。

☎ 高齢福祉課 (☎ 235・  
4950)。

●平成20年度市内小・  
中学校入学予定者の  
指定学校変更相談

▽受付 11月1日(木) 30  
日 金 8時30分～17時30分  
(土日祝除く) ▽場所  
学校教育課 ▽対象 学区  
境に在住で、入学にあた

り、通学時間や安全面など  
の理由から、指定学校の変  
更を希望する方。  
※事前に電話で学校教育  
課に予約を。その他入学に  
あたりお困りのことがあれ  
ば、ご相談ください。

☎ 同課 (☎ 235・4918)。

●みどり豊かなまちづくり  
～緑化奨励制度～

市には、「緑」を守る・  
つくる・育てる」ため、緑  
化奨励制度があります  
①自然緑地保全区域  
面積が500㎡以上の樹林地  
を自然緑地保全区域として  
指定し、所有者等に奨励金  
を交付しています。

●自然緑地保存樹木

幹周りが1.5mなど一定の  
条件を満たす樹木を自然緑  
地保存樹木として指定し、  
所有者等に奨励金を交付し  
ています。

③生垣設置  
住宅地に新たに生垣を設

置または植え替えをする方  
で、一定の条件を満たす場  
合、所有者等に奨励金を交  
付しています。

④保存生垣

既存の生垣で、樹種等一  
定の条件を満たすものを保  
存生垣とし、奨励金を交付  
しています。

※指定の基準等は左上表  
のとおりです。

☎ 公園緑地課 (☎ 235・  
9489)。

●10月は違法駐車追放  
強化月間です

「ちょっとだけ 甘えが  
招く 迷惑駐車」困ります  
自転車置きざり 知らん  
ぷり」を合言葉に、違法駐車  
と放置自転車・放置バイク  
を追放する運動を実施して  
います。期間中は、①違法駐  
車、放置自転車・放置バイク  
の追放 ②交通ルールの遵  
守と駐車マナーの向上を重  
点とし、県下一斉にクリーン  
キャンペーンを展開します。

☎ 海老名警察署 (☎  
232・0110)、市生活安  
全課 (☎ 235・4789)。

●10月は3R推進月間  
買い物はマイバッグで

買い物に行く時、マイ  
バッグを持参したり、詰め  
替え用品を使用したりする  
ことで、「3R」をキーワー  
ドにした環境に優しい生活  
をしてみませんか。

◇3R  
・リデュース (Reduce)  
〓ごみを出さないよう工夫  
する  
・リユース (Reuse) 〓緑  
り返し使う  
・リサイクル (Recycle)  
〓資源物を利用しやすいよ

うに処理し、製品の原材料  
にする。

☎ 資源対策課 (☎ 235・  
4923)。

●災害見舞金・罹災見舞  
金支給制度のご案内

◆災害見舞金支給制度

市の住民基本台帳または  
外国人登録原票に登録され  
ている方が国内で事故に  
あつた場合、災害見舞金が  
支給されます。事故発生  
の日から1年以内に申請が必  
要です。被害者に故意また  
は重大な過失がある場合、支  
給できないことがあります。

▽対象 交通事故、火災  
および風水害により生じた  
事故での死亡または傷害  
▽支給額 表1のとおり

▽申請書類 申請書・交通  
事故証明書・入院の証明  
書・死亡診断書または死体  
検案書・申請者と被害者の  
関係を証明するもの。

◆罹災見舞金支給制度

市の住民基本台帳または  
外国人登録原票に登録され  
ている方が市内で発生した  
災害に遭つた場合、罹災見  
舞金が支給されます。

▽支給額 表2のとおり。  
☎ 福祉総務課 (☎ 235・  
4000)。

表1・災害見舞金支給額

|       | 区 別                  | 支 給 額                                             |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 弔慰見舞金 | 火災および風水害<br>による死亡    | 主として生計を維持していた方<br>1,500,000円<br>その他の方<br>750,000円 |
|       | 交通事故による<br>死亡        | 6歳未満<br>90,000円                                   |
|       |                      | 6歳以上20歳未満<br>180,000円                             |
|       |                      | 20歳以上<br>270,000円                                 |
| 傷害見舞金 | 入院治療を要する<br>傷害を受けたとき | 入院5日まで<br>5,000円                                  |
|       |                      | 6日以上入院したとき<br>1日に付き<br>1,500円<br>(上限75,000円)      |

表2・罹災見舞金支給額

| 災害の区分    | 見 舞 金 の 額 |         |
|----------|-----------|---------|
|          | 単 身 世 帯   | 2人以上世帯  |
| 全焼・全壊・流失 | 30,000円   | 50,000円 |
| 半焼・半壊    | 20,000円   | 30,000円 |
| 床上浸水     | 10,000円   | 20,000円 |

●下水道排水設備工事責  
任技術者試験 試験講習  
会・更新講習会

◇試験

▽日時 平成20年2月13  
日 13時30分～ ▽会場  
国学院大学たまプラーザ  
キャンパス横浜市青葉区新  
石川3-22-1 ▽受験  
料 4000円 ▽申込書  
配布 11月1日(木) 30日(金)  
11月15日(金) 30日(金)

◇試験講習会  
▽日時 平成20年1月10  
日 13時30分～ ▽会場  
関内ホール(横浜市中区住  
吉町4-42-1) ▽受  
講料 3000円。

☎ 試験申し込みと併せ  
て下水道課へ。

◇更新講習会

▽日時 平成20年1月21  
日 13時30分～ ▽会場  
関内ホール ▽受講料  
4000円 ▽申込書配布  
11月1日(木) 30日(金)  
11月15日(金) 30日(金)

に下水道課まで。  
※平成19年度更新講習対  
象者の方には、申込書等一  
式が日本下水道協会から10

●野外教育施設 富士ふれあいの森

☎ 直接、運動公園総合体育館・北部公園体  
育館の窓口で(電話で仮予約は可)。※申込期間  
は、①市内在住の方…利用日の3カ月前の同日～  
3日前 ②市内在学・在勤の方…2カ月前の同日  
～3日前です。年内の宿泊利用は11月15日(木)まで。  
☎ 運動公園総合体育館 (☎ 235・7204=図休  
館)、北部公園体育館 (☎ 292・3300=図休館)、青  
少年会館 (☎ 231・9787=図休館)

空室状況(10月10日現在)

|         | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|
| 10<br>月 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |    |
|         | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|         | 28 | 29 | 30 | 31 | 1  | 2  | 3  |
|         | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11<br>月 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |    |    |
|         | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|         | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|         | 30 | 31 |    |    |    |    |    |

【注意】○…まだ余裕があります。ただし、10月22  
日・29日、11月5日の翌日は、午前9時までのご利用  
となります。また、10月26日、11月2日・9日は、午  
後4時からのご利用となります。△…お早めに申し  
込みください。×…満室です、/…学校利用など

●浄化槽は点検 清掃・検査を

浄化槽を所有する方は、  
次の義務があります。

◇保守点検：浄化槽の機  
能の点検・診断、消毒剤の点  
検、清掃時期の判定など。一  
般家庭は4カ月に1回以上、  
県知事の登録を受けた業者に  
委託し、実施してください。

◇清掃：浄化槽の汚泥引  
き抜き、機械類の洗浄や掃  
除など。年1回以上(全ばっ  
き型方式は6カ月に1回)、  
市の許可を受けた業者に依  
頼し、実施してください。

◇法定検査：使用開始後  
3～8カ月以内に1度、そ  
の後毎年1回、県知事が指  
定した検査機関による検査  
を受けてください。

☎ 保守点検 〓 神奈川  
県生活水保全協会 (☎  
0467・25・3542)、  
清掃 〓 株式会社 (☎  
4227)、法定検査 〓  
財神奈川県労働衛生福祉協  
会 (☎ 045・333・8727)、  
総合問い合わせ 〓 県厚木保

で、戦没者等の死亡時まで  
(7面上に続く)

●特別弔慰金の請求は  
お済みですか

戦没者等の死亡当時のご  
遺族で、公務扶助料や遺族  
年金などを受ける方が、平成  
17年4月1日以後にいない場合、  
特別弔慰金が支給されます。

▽対象 次の順番による  
順位が最も先のご遺族お一人

- (1) 弔慰金の受給権者
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計関係を  
有しており、かつ、戦没者  
等と氏が同じである①父母  
②孫③祖父母④兄弟姉妹  
(4) (3)以外の①父母②孫  
③祖父母④兄弟姉妹  
(5) (1)～(4)以外のご遺族  
で、戦没者等の死亡時まで  
(7面上に続く)